

映像撮影及び制作業務の委託に関する契約書

_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、甲から乙への映像撮影等の業務の委託に関して、以下の各条項を内容として契約を締結した。

（契約の目的）

第1条 甲が運営する「_____」において、乙が提供する挙式・披露宴・二次会・宴会・パーティ等の映像撮影・編集・DVD等の企画・制作業務（以下「委託業務」という。）を甲に委託し、甲がこれを受託する。本条に基づき、甲は本委託業務の具体的な内容及び支払条件（業務委託料及びデータの納品条件）に関する個別の発注（FAX、書面または電子メール等その形式は問わず記録を残す方法とする）に対し乙が承諾することにより決定され、個別契約が成立するものとする。

2 乙は、委託業務の提供にあたっては、披露宴等の特性を踏まえ、服装や髪形等の身なりや言動全般に留意するものとする。

3 甲は、披露宴等に関して顧客等との間でトラブル等が発生した場合でも、それが乙の責に帰すべき事由に基づくものでない限り、自らの責任と負担において解決を図るものとする。

4 甲及び乙は、顧客の満足度及び相互の利益の最大化を共通の目標に、各々誠意をもって本契約上の義務を履行するものとする。

（成果物の権利関係）

第2条 予め定められていたか否かを問わず、乙が委託業務を行う中で成果物が発生した場合には、乙は甲の指示に従って甲に引渡す。

2 成果物に関する著作権をはじめとして、知産権（特許権、商標権、意匠権、実用新案権、デザイン権、これらの権利を取得し、登録等を行う権利、その他の権利）及び専ら権利を含む。著作権については著作権法第7条第2項第1号に定める権利を含む。本契約において、甲は、甲乙間で特段の合意がない限り、関係法令に基づき甲に帰属する。ただし、乙は、甲が成果物その他委託業務の過程で作成された著作物を該当する顧客に対する商品・役務に関して使用、編集、加工または転用等（乙以外の第三者に加工・編集を依頼する場合も含む）に限って異議を申し立てず、またその限りにおいて著作者人格権を一切行使しない。

3 前項に関わらず、乙は自らが撮影した作品を自由かつ任意に自社のプロモーションやコンペティションへの参加を目的とする範囲内で使用することができる、かつ甲は、合理的な理由がない限り、これを阻害する条件を付与しないものとする。

（披露宴等が解約または日程変更された場合の取り扱い）

第3条 顧客の都合により披露宴等が施行前に解約または日程変更された場合には、乙は甲に対して、委託業務の対象となる商品の種別ごとに設定された以下の条件に基づく解約料・日程変更料の支払いを求めることができるものとする。なお、甲は顧客から所定の手数料等を回収できないこと等を理由として解約料・日程変更料の支払いを求められないものとする。

| | |
|--------------------------|----------------|
| 【A.披露宴等（商品：商品名）】 | |
| 事前打ち合わせ後から映像制作作業着手までの解約 | 対象業務委託料（税別）の●％ |
| 映像制作作業着手後から商品が納品されるまでの解約 | 同●％ |
| 商品納品後の解約 | 同 100％ |

| | |
|----------------------------------|----------------|
| 【B.婚礼施行日当日に納品する商品の場合（エンドロール映像等）】 | |
| 事前打ち合わせ後から婚礼施行予定日の●日前までの解約 | 対象業務委託料（税別）の●％ |
| 婚礼施行予定日●日前から前日までの解約 | 同●％ |
| 婚礼施行日当日以降の解約 | 同●％ |

| | |
|-------------------------|----------------|
| 【C.写真撮影後（商品：商品名）】 | |
| 事前打ち合わせ後から婚礼施行日前日までの解約 | 対象業務委託料（税別）の●％ |
| 婚礼施行日当日から商品納品予定日前日までの解約 | 同●％ |
| 商品納品予定日当日以降の解約 | 同 100％ |

（決済方法）

第4条 乙は、毎月末に当月中開催の披露宴等の映像商品に関して発生した業務委託料を算出し、翌月5日までに届くよう甲に請求書を送付する。

2 甲は前項の請求に基づき、所定の金額を請求日の属する月の末日までに、請求書記載の乙の金融機関口座に振り込む方法でこれを支払う。なお、振込手数料は甲負担とする。

（契約期間）

第5条 本契約の締結日は本契約書にあり、甲乙が締結した日から起算し、期間満了日まで、甲乙いずれかにより締結による解約を申し出ない限り、自動的に更新されるものとする。ただし、甲乙のいずれか一方が更新を希望しない場合は、更新しないものとする。

（契約の解約等）

第6条 甲及び乙は契約期間内においても、3カ月以上前に書面により通知することで本契約を解約することができる。但し、本契約解約前に開催が決定していた披露宴等に限っては、甲乙間で特段の合意がない限り、解約後であっても本契約が適用されるものとする。

2 甲及び乙は、相手方に①強制執行、税金滞納処分を受けた時、又は破産、民事再生、会社更生、解散（但し、合併による場合を除く）、清算、差押、仮差押、もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、②銀行取引停止処分があったとき、③主務官庁より営業許可の取り消し、営業停止、その他行政処分を受けたときは即時に、④本契約又は個別の発注条件の条項に違反があったときは2週間前までの事前通知をもって本契約を解除することができる。

3 前2項の定めにかかわらず、甲及び乙は相手方が暴力団等いわゆる反社会的勢力と関係を有することが明らかになった場合には、直ちに本契約を解除することができ、また相手方は解除と同時に一切の利益及び損害賠償請求権を失うものとする。

（条）及び（条）は、書面による承諾なしに、本契約に基づき、甲乙のいずれか一方が第三者に譲渡してはならない。但し、甲乙のいずれか一方は任意に委託業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

（損害賠償）

第8条 甲及び乙は、別段の定めがある他、本契約に関連して相手方に損害を与えた場合には、相当因果関係が認められる範囲において損害を賠償する義務を負う。但し、乙が支払い義務を負う損害賠償額は、該当する個別契約の業務委託料の金額を上限とする。

（機密事項）

第9条 甲及び乙は、本契約の内容及び取引上相手方から知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾なしに外部に漏洩又は本契約の目的以外に利用してはならない。但し、①相手方から提供又は開示がなされたとき、すでに公知となっていた、又は自己において既に知得していたもの、②相手方から提供又は開示がなされた後、自己の責に帰せざる事由により公知となったもの、③提供又は開示の権限のある第三者に秘密保持義務を負わされることなく（取得したもの）、④秘密情報によることなく単独で開発したもの、⑤相手方から秘密保持の義務を課せられたものは本条が適用される範囲から除外される。甲乙のいずれか一方は、秘密情報に関する強制力を伴う請求もしくは損害賠償請求等の権利を伴う場合、この条にかかわらず必要な範囲で秘密情報を開示することができる。但し開示した場合には直ちに相手方にその旨通知しなければならない。

3 甲及び乙は、本契約が終了した場合に相手方から請求があった場合には、直ちに本条第1項に定める秘密情報が記載又は包含された書面その他の記録媒体（複製物を含む）を返還又は廃棄する義務を負う。

（個人情報の取扱い）

第10条 甲及び乙は、相手方から提供を受けた個人情報は関係法令に従い適法・適正に管理しなければならない。また、相手方から漏洩防止等を目的に管理方法は是正を求められた場合には、直ちにこれに対応しなければならない。

（契約条件の変更）

第11条 本契約の締結後、内容を締結後に変更する場合は、甲乙双方の同意を得た上で変更内容が記録された範囲（覚書の取り交わし、電子メールでのやりとりを含む）に限り、甲乙のいずれか一方がこれを根拠として変更されるものとする。

（残存事項）

第12条 本契約終了後でも第2条、第6条第1項但書き、第7条から第10条までの効力は残存する。

（管轄裁判所）

第13条 本契約に関連して紛争が生じた場合、その訴額に応じて乙の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（特約条項）

第14条 本契約締結に際して、前条までの内容と異なる合意がある場合は下記の通りとし、下記の記載が優先されるものとする。

| |
|---------|
| _____以上 |
|---------|

以上の内容での契約成立を証するため、甲及び乙は、本契約書を2通作成し、記名押印の上で、各々1通を保有する。

印紙税等発生する費用の負担は折半する。

_____年 _____月 _____日
